

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
に対する意見聴取の実施について

国土交通省東北地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。

このたび、平成24年9月21日開催の第4回「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成いたしましたので、別紙の意見聴取要領のとおり、広く皆様からの意見を聴取いたします。

1. 意見聴取対象

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2. 意見聴取期間

平成24年10月5日（金） ～ 平成24年11月2日（金）（17時必着）

3. 意見聴取要領

別紙のとおり。

＜発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局・大曲支局、秋田建設新報社、秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局、秋田県南日々新聞、秋田民報、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合わせ先

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
電話 022-225-2171（内線 3521）

平成24年10月5日

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
に対する意見聴取の実施について

国土交通省東北地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。

このたび、平成24年9月21日開催の第4回「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成いたしましたので、以下の意見聴取要領により、広く皆様からの意見を聴取いたします。

【意見聴取要領】

1. 意見聴取対象

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」）

2. 意見聴取期間

平成24年10月5日（金）～平成24年11月2日（金）（17時必着）

3. 意見の提出方法

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれかの方法で、「4. 提出先」までご提出ください。ご意見につきましては、別途意見提出様式により、下記の①～⑦をご記載ください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名ならびに担当部署名及び担当者名）
- ② 住所
- ③ 電話番号又はメールアドレス
- ④ 職業（企業、団体の場合は不要）
- ⑤ 年齢（企業、団体の場合は不要）
- ⑥ 性別（企業、団体の場合は不要）
- ⑦ ご意見（意見該当箇所のみと行も合わせて記載してください）

* 頂いたご意見に関する個人情報については、目的以外では使用いたしません。

4. 提出先

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 開発調査課 宛

①郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢 64-2

②FAXの場合：0183-72-9722

③電子メールの場合：yuzawa@thr.mlit.go.jp

(件名に「『成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)』に対する意見」と明記してください。)

④回収箱への投函の場合

下記「6. 閲覧又は資料の入手の方法 ②資料の閲覧場所」に設置している回収箱へ投函してください。

5. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見は別添の意見提出様式に200文字以内で記載して下さい。一つのご意見が200文字を超える場合は、別途自由様式に記載していただきますようお願いいたします。(併せてその内容の要旨(200文字以内)を記載いただきますようお願いいたします。)
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち都道府県名と市区町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見は、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

6. 閲覧又は資料入手の方法

①インターネットによる閲覧

以下のアドレスにおいて、平成24年10月5日(金)から資料の閲覧が可能です。

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 ホームページ

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

②資料の閲覧場所

以下の場所において、平成24年10月9日(火)から資料の閲覧が可能です。

○国土交通省 東北地方整備局

・秋田河川国道事務所、茨島出張所

・湯沢河川国道事務所、十文字出張所、大曲出張所

○秋田市役所

(建設部道路建設課、北部・西部・河辺・雄和各市民サービスセンターの市民窓口)

○横手市役所

(建設部建設監理課、横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄各地域局の産業建設課)

○湯沢市役所

(建設部建設課、稲川・雄勝・皆瀬各総合支所の地域振興班)

○大仙市役所

(建設部道路河川課、神岡・西仙北・中仙・協和・南外・仙北・太田各支所の農林建設課)

○羽後町役場(建設課)

○東成瀬村役場(成瀬ダム課)

7. 参考

平成22年11月より東北地方整備局が設置した「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 ホームページ

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討について」

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

〈問い合わせ先〉

国土交通省 東北地方整備局河川部 代表 TEL 022-225-2171

水災害予報企画官 岩崎 等(内線 3521)

(意見提出様式)

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 開発調査課 宛

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
に対する意見聴取について

①氏名(フリガナ)					
②住所					
③電話番号又は メールアドレス					
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦ご意見は 200 文字以内で記載してください。(一つのご意見が 200 文字を越える場合は、別途自由 様式に記載してください。併せて以下の枠内にその内容の要旨(200 字以内)も記載してください。)			
頁	行				

◆ 「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」の閲覧場所について ※平成24年10月9日(火)から閲覧可能

別紙

地 域	機 関	閱 覧 場 所	住 所	備 考
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田県秋田市山王一丁目10-29	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所 茨島出張所	秋田県秋田市茨島五丁目6-28	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田市	建設部 道路建設課	秋田県秋田市山王一丁目1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田市	北部市民サービスセンター 市民窓口	秋田県秋田市土崎港西5丁目3-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田市	西部市民サービスセンター 市民窓口	秋田県秋田市新屋扇町13-34	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田市	河辺市民サービスセンター 市民窓口	秋田県秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田市	雄和市民サービスセンター 市民窓口	秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	横手市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 十文字出張所	秋田県横手市十文字町字西上38-3
横手市		建設部 建設監理課	秋田県横手市条里一丁目1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		横手地域局 産業建設課	秋田県横手市中央町8-2	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		増田地域局 産業建設課	秋田県横手市増田町字土肥館173	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		平鹿地域局 産業建設課	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞393	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		雄物川地域局 産業建設課	秋田県横手市雄物川町今宿字嶋田1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		大森地域局 産業建設課	秋田県横手市大森町字大中島268	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		十文字地域局 産業建設課	秋田県横手市十文字町字海道下7	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		山内地域局 産業建設課	秋田県横手市山内土淵字二瀬8-4	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
横手市		大雄地域局 産業建設課	秋田県横手市大雄字三村東18	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
湯沢市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	湯沢市	建設部 建設課	秋田県湯沢市佐竹町1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	湯沢市	稲川総合支所 地域振興班	秋田県湯沢市川連町字上平城120	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)

地 域	機 関	閲 覧 場 所	住 所	備 考
湯沢市内	湯沢市	雄勝総合支所 地域振興班	秋田県湯沢市横堀字下柴田39	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	湯沢市	皆瀬総合支所 地域振興班	秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台51	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
大仙市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所	秋田県大仙市大曲金谷町25-40	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	建設部 道路河川課	秋田県大仙市大曲花園町1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	神岡支所 農林建設課	秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	西仙北支所 農林建設課	秋田県大仙市刈和野字本町5	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	中仙支所 農林建設課	秋田県大仙市北長野字茶畑141	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	協和支所 農林建設課	秋田県大仙市協和境字野田4	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	南外支所 農林建設課	秋田県大仙市南外字下袋218	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	仙北支所 農林建設課	秋田県大仙市高梨字田茂木10	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	大仙市	太田支所 農林建設課	秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3-4	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
羽後町内	羽後町	建設課	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
東成瀬村内	東成瀬村	成瀬ダム課	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)